

令和3年度 第2回諸塚村農業委員会総会「議事録」

開催期日	令和3年10月28日(木)
時 間	15時55分～17時00分
会 場	諸塚村役場 第2・3委員会室
出 席	委 員 1番 甲斐長生 2番 黒木 健 3番 中田真吾 4番 奈須高光 5番 小川光成 6番 甲斐早苗 7番 永坂作一 8番 見原隆明(会長) 事務局:事務局長(中田直樹)・書記(伊藤聖子)

「議事日程」

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事
 - 議案第5号 農地法第3条の規定による申請について
 - 議案第6号 諸塚村農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 - 議案第7号 諸塚村農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 - 議案第8号 非農地証明願について
5. 協議・報告事項
6. 閉 会

書記	<p>開会 午後3時55分</p> <p>それでは、時間前ではございますが全員おそろいでありますので、只今から令和3年度第2回諸塚村農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに総会の成立でございますが、本日もご出席の委員の皆様は8名でありまして、定足数を満たしておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
見原会長	<p>コロナも収束の方向に向かっていますが、何かと忙しい、私個人的には大変忙しいところでございます。今日は総会でございます。しっかりと審議していただきますようお願いいたします。以上です。</p>
書記	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議規則によりまして、会長に議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
見原会長	<p>始めに議事録の署名委員を指名します。2番黒木健委員、3番中田真吾委員よろしくお願いいたします。</p>

それでは議事に入ります、議案第5号農地法第3条の規定による申請について、事務局からの説明をお願いします。

書記

1ページをお開きください。所有権移転の申請になります。譲渡人は県外在住、譲受人は村内在住です。

2ページをお開きください。対象地は、諸塚村大字家代〇〇番〇面積は606㎡の1筆になります。譲受人の権利取得後の農地面積は3,206㎡となり、本村の下限面積10aの基準を満たし、農地の購入は可能となります。地目は畑となっております。6ページをお開きください。現地を確認したところ、170㎡の部分には栗などの果樹が植えられておりましたので、権利取得後の樹園地作付け面積は、こちらは4ページになりますが、果樹170㎡、茶836㎡となります。場所は塚原公民館から釜の前地区へ行く林道の下、〇〇さん、〇〇さん宅の西側になります。7ページが現地確認写真です。以上、ご審議をお願いします。

見原会長

担当委員の説明をお願いします。

小川委員

譲渡人は、塚原地区の〇〇さんの娘さんが嫁いだところであります。しばらくは〇〇さんが作っていたのですが、できないということ譲渡人に連絡して、〇〇さんから譲受人に連絡があり、購入してもらえないかということで、ちょうど〇〇さんのところの茶園の隣り合わせになっていまして、〇〇さんは譲受人の奥さんの実家でもありますので、ちょうど良いのではないかとということでありました。譲受人は、村の茶業部長もやっております、しっかり管理されるものと思います。以上です。

見原会長

担当委員の説明が終わりました。何かご意見等ありませんか。
茶園は良い手入れができているようですが、これは〇〇さんがしていたのですか。

小川委員

はい、そうです。

見原会長

意見がなければ採決に入りたいと思います。意義のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員挙手でございます。

次に議案第6号、諸塚村農業振興地域整備計画の変更に係る意見について事務局からの説明をお願いします。

書記

8ページをお開きください。

植林のため農業振興地域からの除外が必要となり、申請がありました。9ページが変更申請書です。申出者は川の口地区の〇〇さん、土地の所有者は〇〇さんになります。対象地は、浅藪集落の西側に位置しています。諸塚村大字家代〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番

〇、〇〇番〇の4筆となります。登記地目は〇〇番〇が原野、残りの3筆は田になります。総面積は1,773㎡です。変更理由は、主たる耕作者である所有者が入院治療で復帰の目処が立たないこと、急峻な田で機械の乗り入れも危険を伴うことから、次年度はスギを植えて山林として利用したいとのことです。10～14ページは、農地利用計画変更調書の写しになります。15～19ページが全部事項証明と地籍図、20～23ページは位置図、計画図になります。24・25ページは現地確認写真です。

以上説明を終わります。

見原会長

担当委員の説明をお願いします。

奈須委員

先日、事務局とともに現地に行きました。所有者は事故で復帰が難しいという状態であります。それで、農業を辞めようという話を家族ではしていたようでした。他にも一カ所田があるのですが、そこは家代地区の〇〇さんが、米が足りないのを個人的に作りたいということで、来年から米を作る考えをしているようです。申請箇所の中には、崩土がきているところもあります。トラクターが上がる道をコンクリート舗装はしていますが、急勾配で事故がおきてもおかしくないような所です。スイッチバックで上がったたりするようなところで、ここでの耕作は難しいのではないかと前々から話していました。法面も一緒にスギを植えたいということで話がありました。現地の状況は以上です。

見原会長

担当委員からの説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。ここには、まとまって田があったようですね。

奈須委員

付近にはありましたが、傾斜が急峻で広い田はありませんでした。所有者が元気な時に、一緒に農地の改良事業の申請をしたことがあるのですが、急峻なもので田を集約したときに面積が狭くなるということで、残念ながら事業を断念しました。集約すれば、だいぶ広い田ができると思っていたのですが、改良に値しませんということでした。

見原会長

位置的にはどうなるのでしょうか。集落の上になるのか、下になるのか、横になるのか。

奈須委員

浅藪集落が東になります。約250mくらいです。蔵の先集落に向かう方向、浅藪集落から西側に位置するところになります。

黒木委員

いつ頃まで作っていたのでしょうか。

奈須委員

一昨年までは作りました。去年は一番上だけだったと思います。一番下は崩土がきておまして、一番上と2番目は作っていましたが、3番目の田は今年には作っていませんでした。

見原会長

崩土は田の中にきているのでしょうか。

奈須委員	法面が崩れて落ちています。
見原会長	農地災害にかければやってくれるのではないですか。
奈須委員	農地災害にかけたらという話をしたのですが、一番下の田を、一昨年道路の上になるところが壊れて農地災害で構造物の工事をしました。壊れたのが2回目でしたので、もう作らないと言って止めたようです。2番目の田が下の田に壊れ落ちて、そのままになっています。
書記	24ページが、遠方からの撮影になりますが法面の崩土の写真で、25ページが工事を行った箇所の写真です。
奈須委員	構造物の下が道路になります。
見原会長	ここに植林することで、ほかの農地に影響はないでしょうか。
奈須委員	所有者の農地しかありませんので、影響はありません。
見原会長	針葉樹を植えるのでしょうか。
奈須委員	そのようです。働き手がないので、針葉樹にするのではないかと思います。今ある椎茸原木は原木銀行に出し、針葉樹に植え替えるという考えをしているようです。残念ですけどしょうがないと思います。
見原会長	後継者がいればいいのでしょうか。
書記	農業高校を卒業した女性の後継者が一人はいるのですが、私はしないということのようです。その人がしなければ、無理だと思います。 嫁いだ娘さんは2人いますが、家代の〇〇さんに嫁いでいる人が米が足りないので作るということです。イノシシの防護柵を一緒にやろうかという話もしているようです。
見原会長	この案件については、農業委員会は意見書を出すだけです。
書記	はい、そうです。
見原会長	他に意見がある人はお願いします。
甲斐（長）委員	農地災害復旧をしてから、転用するまでの期間というのは関係はないのでしょうか。
書記	確認してみます。
見原会長	農業委員会としての判断は、農地として継続することは難しいということよろしいですか。賛同される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

見原会長 議案第7号、諸塚村農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局の説明をお願いします。

書記 26ページをお開きください。
植林のため農業振興地域からの除外が必要となり、申請がありました。27ページが変更申請書です。申出者及び土地の所有者は〇〇さんです。対象地は、林道紋原線の猟師藪入り口、小原井川対岸になります。大字七ツ山〇〇番〇、〇〇番〇の2筆で、登記地目は田で、面積は合わせて652㎡です。変更理由は、周辺の樹木の成長により日照時間が限られ、耕作ができないためスギを植えたいということです。28～32ページは変更調書の写しになります。33～37ページが全部事項証明と地籍図、38～41ページは位置図、計画図になります。42ページは現地確認写真です。
以上、説明を終わります。

見原会長 担当委員の説明をお願いします。

永坂委員 周りの木が大きくなっています。一昨年まで飼料米を作っていました。あまりできが良くないようでした。周辺には田畑もないので、スギを植えたいということでした。

見原会長 他に耕作地はなかったのでしょうか。

永坂委員 小さく分かれています、周辺は山林です。村の近くで道路もありますので、利便性は良かったようです。

黒木委員 ワイヤーマッシュ柵を設置しているようですが、会計検査は心配ないのでしょうか。10数年は耕作するようになっていたと聞いたことがあります。

書記 調べて報告します。

事務局長 ここは、申出者から母樹園という話を聞いています。母樹園でしたら農地と認められます。ただ、農業振興地域からは除外してほしいということでした。

書記 除外申請から地目変更までには、かなりの期間がかかります。母樹園なら畑ということになります。

見原会長 地目変更になりますね。

書記 田から畑になります。

見原会長	賛同される方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
見原会長	議案第8号、非農地証明願について事務局からの説明をお願いします。
書記	43ページをお開きください。 ○○さんから非農地証明願いが提出されました。44ページをお開きください。申請地は、諸塚村大字家代○○番、○○番、○○番の3筆で、面積は合わせて1,111㎡、地目は畑となっています。45ページをお開きください。場所は、中尾集落の墓地と村道家代・北郷線の間になり、畑や茶園が隣接しています。現在はクヌギ林となっております。今年度伐採を予定しており、伐採後は母樹園として利用することです。46. 47ページが現地確認写真です。 以上、ご審議をお願いします。
見原会長	担当委員の説明をお願いします。
中田委員	現地を確認しました。45ページの写真のとおり、下が墓地、上が茶園に隣接しています。ナバ木(クヌギ)も一回伐採して、萌芽で生長しているようです。10年までは経っていないと聞いています。それを伐採した後に、スギの母樹園にするということです。47ページの写真のように茶園ぎりぎりまで生長しているので、伐採して植林する場合は、茶園が陰になることは間違いないと思います。そのあたりは、茶園から離して植えるなどの条件をつけないと、後々厳しいのではないかと現地を視察して思ったところでした。 地元の方とは話をして段取りはついているということですが、スギを植えるときにはトラブルがないように、茶園と間隔をあけるなど、条件付きで植えるのであれば良いのではないかと思います。後は、上に伸びすぎないように、台切りを確実にしてもらえば良いのではないかと考えたところでした。
見原会長	担当委員の説明が終わりました。ご意見はありませんか。 母樹園ということは、畑でも良いですね。
奈須委員	母樹園なら、台切りをするので上には伸びないですね。畑が陰になることはないと思います。
見原会長	完璧に手入れをすればですが。途中で止めたら大きくなっていきます。そこは徹底しないとですね。これまでは農業委員会にかけずに、ナバ木(クヌギ)を単独で植えていたということですね。地目が畑で残っているので、林地に変えたいということですね。
奈須委員	ここは農地が近いので、生長したら困りますね。

中田委員	ナバ木(クヌギ)は、この机の幅くらいしか離れていませんでした。スギを植えるときには、もう少し間隔をあけて植える必要があります。
見原会長	山に住んでいると、お互いに遠慮し配慮しあわないといけないですね。ナバ木(クヌギ)は今年伐採するのでしょうか。
書記	はい。伐採申請がでています。
見原会長	母樹園も、手入れさえすれば伸びないですから良いと思います。実際、現況が農地ではないので仕方ないですね。母樹園なら農地で良いわけですから、〇〇さんは農地として残したくないということで、申請をしているわけですね。
奈須委員	農振地ですか。
事務局長	ここは違います。農業振興地域ではないですので、県の許可はいりません。現況が山林ですので、地目を山林に変えたいということです。非農地証明があれば、法務局で山林に変えられます。母樹園でしたら農地で良いのですが、山林にしたい理由があるのだらうと思います。
見原会長	何らかの理由があるのでしょうか。担当委員としてはどうですか。
中田委員	本人がそうしたいのであれば仕方ないでしょうが、後々地区の人とトラブルがないようにしていくことが一番と思います。
奈須委員	地元で話し合いはしているのでしょうか。
書記	今回は私の地元ですので、話し合いに同席しました。必ず母樹園にしてくださいということでした。
事務局長	条件は必要ですが、今回の場合は現況が山林化していますので、あくまでも農業委員会としては農地ではありませんという証明を出すという審議をしていただくことになります。
見原会長	災害が起きたときには農地災害で復旧できますが、農地でなくなればできなくなります。
奈須委員	例えば、スギを植えようとしても山林ではないから補助金の対象外になります。全て自己負担で植えなければなりません。
事務局長	現況では造林補助金等の対象にはなりません。そういう意味では、山林にしておいた方が良いのかもしれない。

見原会長	農地にしておいたら中山間交付金はもらえます。
奈須委員	中山間交付金はもらえますが、下刈り補助金等は全くもらえません。そのあたりは、〇〇さんも林地にしておいた方が良いと思っ ているのではないのでしょうか。
見原会長	農業委員会から通知を出すときに、隣接する農地に迷惑をかけない ようにと、一筆書いて通知するという事で承認してもらいましょう か。条件付きで非農地と認めるということで、賛成の方は挙手をお願い します。 (挙手全員) 審議が終わりましたので情報交換に入ります。 (情報交換終了。) (書記より事務連絡を行う。)
書記	以上をもちまして、第2回総会を終了します。ありがとうございました。 終了 午後5時00分

農業委員会等に関する法律及び諸塚村農業委員会会議規則の規定によりこの議
事録を作成し、会議内容に相違ないことを証するため署名押印する。

令和3年10月28日

議長(会長) _____

2番 委 員 _____

3番 委 員 _____